

人権推進課 ☎ 0859 - 54 - 2286
 中山支所住民課 ☎ 0858 - 58 - 6114
 大山支所住民課 ☎ 0859 - 53 - 3156

◆◆滞納額◆◆
住宅新築資金 (※)
2億9千万円

滞納に対する取り組み

日ごろから、役場職員が滞納のある方の家庭を訪問し、毎月定額を銀行口座から引き落としするなど、徴収に努めています。

①滞納のある方に対して、月別返済金額の増額を指導・依頼します。

②返済に誠意のみられない場合、連帯保証人に対して未納金を請求します。

③長期にわたり全く入金がなく、納付意欲もなく、督促などに誠意のみられない借受人、連帯保証人に対し、法的措置（債権の差押え、強制競売）を講じます。

滞納することでの影響

住宅新築資金等特別会計として運営しているため、その年度において滞納が発生すれば一般会計からの繰り入れが必要となり町財政上、自主的な財源確保の障害となります。

支払いに困ったときは、人権推進課、各支所住民課へご相談ください。

(※) 住宅新築資金等貸付事業は、地域改善対策の一環として、住宅の新築または改修費などの貸し付けをすることで、住環境の整備を進めてきた事業です（貸し付けは平成8年度で終了しています）。

平成 18 年度の取り組み状況（滞納金の回収金額）

1,282 万円、735 件（平成 17 年度は 877 万円、518 件）

地域整備課 ☎ 0859 - 54 - 5203
 中山支所ふるさと振興課 ☎ 0858 - 58 - 6116
 大山支所ふるさと振興課 ☎ 0859 - 53 - 3186

◆◆滞納額◆◆
町営住宅家賃
333 万円

滞納に対する取り組み

町営住宅にお住まいの方で、家賃の支払いがない方へは、督促状、催促状の送付や、訪問徴収などを行っています。

再三の催促にもかかわらず、お支払いの意思の見られない方へは保証人請求をします。

また、3か月以上支払いがない場合は、住宅の明け渡し請求を行います。

滞納することでの影響

町営住宅の適正な管理、運営ができなくなります。

支払いに困ったときは、分割納付の相談に応じますので、地域整備課、各支所ふるさと振興課の住宅担当へご連絡ください。

平成 18 年度の取り組み状況（滞納金の回収金額） 150 万円
 （平成 17 年度は 36 万円）

◆◆滞納額◆◆
保育料
19 万円

幼児教育課 ☎ 0859 - 54 - 5219

滞納に対する取り組み

担当だけでなく、関係機関（保育所など）との連携による徴収を行っています。

支払いに困ったときは、幼児教育課へご相談ください。

平成 18 年度の取り組み状況（滞納金の回収金額） 116 万円
 （平成 17 年度は 126 万円）

◆◆滞納額◆◆
学校給食費
131 万円

学校教育課 ☎ 0859 - 54 - 5211

滞納に対する取り組み

学校教育課と学校給食センターの職員とで、毎月徴収に各家庭を訪問し、毎月徴収しても納めずとも納めてもらうようになっています。

滞納は、旧大山町のもので、合併後の滞納はありません。給食費の支払いについての相談は、各学校へお願いします。

平成 18 年度の取り組み状況（滞納金の回収金額） 45 万円
 （平成 17 年度は 15 万円）